

藤岡市農業委員会
令和5年第10回
定例会議事録

令和5年10月5日招集

令和5年藤岡市農業委員会第10回定例会議事録

令和5年10月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和5年藤岡市農業委員会第10回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 59号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 60号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 61号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 62号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について
報告第 19号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 20号 農地法関係出願等について
報告第 21号 令和4年藤岡市農地賃借料情報について

[出席農業委員] (14名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 |
| 9番 清水 春樹 | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | 14番 塚本 欣吾 | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

- | | | | |
|----------|------------|---------|-----------|
| 1番 飯塚 敬明 | 5番 渡邊 義晴 | 7番 野辺 均 | 11番 高橋 勝義 |
| 13番 服部 毅 | 18番 齋藤 今朝夫 | | |

[事務局]

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘 |
| 係 長 | 春山 崇 | 係 長 代理 | 牧 眸美 |
| 係 長 代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時30分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第10回定例会を進行させていただきます。まずはじめに委員のご紹介から行います。欠員でありました農業委員1名につきまして、9月議会にて同意をいただき10月1日付けで任命となりました、小林の塚本欣吾委員です。塚本委員からひと言、自己紹介いただければと思います。

<自己紹介>

事務局次長

ありがとうございました。塚本委員におかれましては、欠員となっております 2 班で審査をお願いいたします。それでは進めます。報告でございますが、8 月の定例会にて市外の方が競売農地買受適格証明を受け、9 月 12 日に競売が行われましたが、前橋の S さんが当該物件を落札されたのでご報告いたします。ここで議案書の訂正をお願いいたします。議案書 12 ページ左上の議案番号ですが、46 号を 59 号に訂正をお願いいたします。また、5 ページ、5 条の整理番号 11 号、西平井の案件につきましては、取下げの申し出をいただきましたので審査致しませんのでご了承願います。本日は定例会後に農地の利用状況調査について研修会を予定しております。本日の下審査につきましては、東庁舎 3 階の大会議室を用意しております。1 班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長

有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和 5 年第 10 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 14 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。8 番山口委員、9 番清水春樹委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 59 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 60 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 61 号農地法第 5 条の規定による許可申請について以上 3 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中の下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時36分)

(再開14時37分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 59 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 59 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、下栗須の T さんが、農業経営の規模拡大を図るため、岡之郷の農地 1 筆、面積 713 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 12 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 59 号 整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありました
が、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 1 番
について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 59 号 整理番号 1 番は許可と決定しま
す。続きまして、議案第 60 号農地法第 4 条の規定による許可申請につい
て、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 60 号農地法第 4 条の規定による許可申請につ
いて、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、
市外の法人が、東平井の農地を農地改良（一時転用）するもので、農地 5
筆、面積は 4,757 m²、農地区分は農振農地ですが一時転用のため、問題あ
りません。しかしながら下審査において、最終的な盛高に対する農土搬入
の工程が不明確なため、事業者に再度計画の聴取が必要と意見決定しまし
た。以上で報告を終わります。

議長 議案第 60 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありまし
たが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 1 番
について、保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 1 番は保留と決定しま
す。続きまして、議案第 61 号農地法第 5 条の規定による許可申請につい
て、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 61 号農地法第 5 条の規定による許可申請につ
いて、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。整理番
号 1 番は、下栗須の T さんが、下栗須の農地を売買にて取得し、一般住宅
用地（既存宅地）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 62 m²、農地
区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下
審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決
定しました。整理番号 2 番は、市外の法人が、岡之郷の農地を賃貸借にて
借り受け、天然ガス輸送導管埋設工事に伴う露天資材置場用地（一時転用）
として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,082 m²、農地区分は第 2 種農

地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、森の S さんが、森の農地を、売買で取得し露天駐車場用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 284 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,343 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、同じく市外の法人が、鬼石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 4 筆、面積は 3,047 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 61 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 61 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 61 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 61 号 整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 61 号 整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 61 号 整理番号 5 番は許可と決定します。なお、議案第 61 号整理番号 5 番は面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 61 農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 10 番の 5 件です。整理番号 6 番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,712 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 999 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 344.63 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は、市外の法人が、本動堂の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,013 m²、

農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断しましたが、引込電柱の設置が難しい状況であるとの情報がありましたので設置場所の確約が取れ次第許可とする条件付き許可が妥当と意見決定しました。整理番号10番は、市外の法人が、矢場の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は841㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第61号整理番号6番から10番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号6番は許可と決定します。次に、整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 9 番について、条件付き許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 61 号整理番号 9 番は条件付き許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 61 号整理番号 10 番は許可と決定します。続きまして、議案第 62 号また農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。議案第 62 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 3 件です。以上で、議案 62 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 62 号について事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは議案第 62 号について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 62 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 62 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長 続きまして、報告第 19 号・20 号・21 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。報告第 19 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 5 件ございます。詳細については 9 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 20 号ですが、議案書 10 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 4 件、受理証明が 1 件、引き続き農業を行っている旨の証明が 1 件の計 6 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。続きまして報告第 21 号ですが、議案書 11 ページをご覧ください。報告第 21 号につきましては、令和 4 年 1 月から 12 月までに農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定がされた賃貸借及び農地法第 3 条の許可により設定された賃貸借における賃借料を田畑ごとに 10a あたりでまとめたものです。詳細は一覧表でご確認ください。なお、集計にあたっては、平均的な金額から著しく外れている特殊な取引があった場合は算定から除外してあります。また、この賃借料情報につきましては、定例会後に市の HP と農業委員会だよりに掲載し、市民の方に周知させていただきます。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願います。

議長 ただ今、報告第 19 号・20 号・21 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 5 年第 10 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 57 分)